

改正じん肺法（新旧対照条文）

○ じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（心身の状態に関する情報の取扱い）</p> <p>第三十五条の三 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならぬ。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>4 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関する必要な指導等を行うことができる。</p> <p>（じん肺健康診断に関する秘密の保持）</p> <p>第三十五条の四 （略）</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六条、第七条、第八条第一項、第九条第一項、第十二条、第十三条第四項（第十六条の二第二項において準用する場合を</p>	<p>（新設）</p> <p>（じん肺健康診断に関する秘密の保持）</p> <p>第三十五条の三 第七条から第九条の二まで及び第十六条第一項のじん肺健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六条、第七条、第八条第一項、第九条第一項、第十二条、第十三条第四項（第十六条の二第二項において準用する場合を</p>

含む。)、第十四条第二項(第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項(第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十七条、第二十二条、第三十五条の二、第三十五条の四又は第四十三条の二第二項の規定に違反した者

二(四) (略)

五 第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

含む。)、第十四条第二項(第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項(第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十七条、第二十二条、第三十五条の二、第三十五条の三又は第四十三条の二第二項の規定に違反した者

二(四) (略)

五 第四十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者